

久御山町農業委員会会議録

1. 開催日時 令和5年8月7日(月)午後3時05分

2. 開催場所 久御山町役場 議会棟4階 特別会議室

3. 出席委員

1番	村田和弘
2番	山口吉広
3番	藤本直樹
4番	上田幸子
5番	岡井文彦
6番	田中壽嗣
7番	内田裕夫
8番	石塚加津美
9番	西村九三男
10番	西村和樹
12番	松本吉博
13番	森一博
14番	加瀬千代
15番	寺内一郎
16番	戸田治巳
17番	内田孝司
18番	村田良文
19番	樋口敏昭
20番	林吉一

4. 欠席委員

11番	面野英紀
-----	------

5. 会議録署名委員 5番 岡 井 文 彦
 8番 石 塚 加 津 美

6. 委員会に職務のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局局長	山 澤 貴 志 子
農業委員会事務局	藪 内 雄 基
農業委員会事務局	高 橋 華 寿 紀
農業委員会事務局	三 宅 七 聖

7. 議 事

- | | |
|-------|--|
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について
(3条許可) |
| 議案第2号 | 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
(納税猶予(入口)) |
| 議案第3号 | 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の
確認について(納税猶予(出口)) |
| 報告第1号 | 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出
について(5条届出) |

8. 会議の経過

(事務局長)

これから、令和5年第8回久御山町農業委員会定例総会を始めさせていただきます

本日、西野委員から欠席届をいただいております。本日の出席委員は、農業委員が14名中13名、農地利用最適化推進委員6名中6名で、定足数に達しておりますので、総会は成立をしております。

また、さる7月25日に実施しました現地調査委員名を報告させていただきます。なお、敬称は省略いたします。

2番 山口委員

7番 内田裕夫職務代理者

17番 内田孝司委員

20番 林委員

事務局2名により実施をしております。

次に、議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請について、3条許可の受付番号25につきましては、8月4日日本人のご都合によりまして、申請の取下げがありましたので、事務局のほうで受理をさせていただきました。本日の審議から省かせていただくということで進めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、開催にあたりまして田中会長よりごあいさつをお願いいたします。

(会長)

会長あいさつ

本日の議案は、

- | | | |
|-------|--|----|
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について
(3条許可) | 4件 |
| 議案第2号 | 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
(納税猶予(入口)) | 1件 |
| 議案第3号 | 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況
の確認について(納税猶予(出口)) | 2件 |

(会長)

報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について(5条届出) 2件

それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名したいと思います。5番の岡井委員、8番の石塚委員、両名の方、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、議案第1号から始めてまいります。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、3条許可を議題といたします。

まず、現地調査の報告を調査委員からお願いをいたします。

(●●委員)

議案第1号受付番号21から受付番号25の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長)

それではまず、議案第1号受付番号21の案件につきまして、事務局から説明を願います。

(事務局)

それでは、農地法第3条許可の制度の説明は、先ほど會澤参事からご説明がありましたので、省略をさせていただきます。

それでは、総会の前に郵送させていただきました議案書と地図に沿ってご説明させていただきます。もし、お手元に資料がない方は予備をお渡しいたしますのでお申し出ください。

議案第1号受付番号21について、議案書1ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。こちらは、同一世帯内で生前贈与により所有権を移転される案件です。総会が公開の場でありますので、個人情報関係から議案書の読み上げはせず、今のとおり、記載のとおりですという表現をさせていただきます。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき、事務局で作成いたしました農地法第3条調書については、議案書2ページをご覧ください。こちらに農地法第3条の許可要件が記載されており、許可をするためには全ての要件を満たしている必要があ

(事務局)

ります。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の1ページをご覧ください。写真と地図が載っている資料になります。写真につきましては、現地調査時の状況を示させていただいております。

以上の資料3点をご覧くださいまして、審議をお願いいたします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

ただ今、事務局から受付番号21の案件につきまして、説明がございました。事前に議案書が送付されているというふうに思いますが、この案件につきまして皆さん方から何かご意見ご質問があれば頂戴をいたしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

よろしゅうございますか。案件については生前贈与、3条の無償移転というふうになっておりますが、よろしいですか。生前贈与の案件です、よろしいですか。それでは、特にご意見もご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号21を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第1号受付番号22の案件につきまして、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第1号受付番号22について、議案書3ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書については、議案書4ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の2ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第1号受付番号22、この案件につきまして、何かご意見ご質問等はございませんか。

これは、3条の有償の移転というふうになっております。先ほどとはちょっと違うんですけど、3条の有償、いわゆる売買、一般的な3条の移転というふうになっておりますが、いかがでしょうか。何かございませんか。特にご意見もご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号22を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第1号受付番号23の案件につきまして、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第1号受付番号23について、議案書5ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。こちらの案件につきましては、備考欄にも書かれていますとおり、以前に所有権移転を行った際に隣接する当該農地が洩れていたため、追加で申請があったものです。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書については、議案書6ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の3ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第1号受付番号23、この案件につきまして、何かご意見ご質問等はございませんか。

よろしいですか。3条の有償移転、これも先ほど事務局からございましたように、備考欄に書いているとおり追加で売買をしたいということでの申請のようです。

(会長)

よろしいですか。それでは特にご意見ご質問もないよう
でございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号23を許可
することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第1号受付番号24に入ります。事務局か
ら説明をお願いします。

(事務局)

それでは、議案第1号受付番号24について、議案書7ペ
ージをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしま
した農地法第3条調書については、議案書8ページをご覧さ
い。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の4ペ
ージをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第1号受付番号24、この案件につきまして、何かご意
見ご質問等あれば頂戴をいたしたいと思いますが、いかがでし
ょうか。

これも3条の有償移転となっております。よろしいですか、
特にございませんか。特にご意見もご質問もないようござい
ます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号24を許可す
ることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

次に、受付番号25につきましては、取下げがありましたの
で議案第2号に入りたいと思います。

議案第2号相続税の納税猶予に関する適格者証明願につい
て、納税猶予の入口の部分ですね、入口を議題といたしたいと

(会長)

思います。

それではまず、現地調査の報告を調査委員からお願いをいたします。

(●●●委員)

議案第2号受付番号1の案件について、現地調査をさせていただきました、報告いたします

本件該当地については、特に問題ないものと思われれます。よろしく申し上げます。

(会長)

続きまして、議案第2号受付番号1について、事務局から説明を願います。

(事務局)

始めに、右上に参考資料と書かさせてもらってる、お手元にお配りさせていただきました「参考資料 相続税納税猶予制度のあらまし」という資料を置かさせていただいてるんですけども、そちらの1ページのほうをご覧ください。

まず、納税猶予の入口、これから相続税の納税猶予を受けようとする方が、猶予が受けられるかどうかをご審議いただく際のご説明をさせていただきます。

まず、相続税の納税猶予について、「1 相続税納税猶予制度の概要」の下線部分をご覧くださいなのですが、「相続により農地を取得してから自ら農業を営む場合または一定の貸付けにより農地としての利用が確保される場合」に納税猶予が受けられるとなっています。

農地を相続して農業を継続される場合、一定の手続きを行うと相続税の納税が猶予され、一定の要件に達したときにその相続税が免除されるというような制度です。

現在の制度では、自ら農業する場合や、一定の貸付けの場合でも農地として利用されるのであれば納税猶予が受けられます。

相続税の免除については、「猶予された相続税は次の①から③に掲げるいずれかに該当する日に免除される」となっており、市街化調整区域の農地と市街化区域の農地で取り扱いが異なります。

(事務局)

調整区域の農地につきましては、①納税猶予を受けた方が亡くなった場合、②その受けた方がさらにお孫さんなどに生前一括贈与したような場合、市街化区域の農地につきましては、この2点と③市街化区域内の農地で農業を20年継続した場合が現在の制度となっています。

以前は、調整区域、市街化区域に関わらず、自らが農業を20年間すれば免除される制度でしたが、平成21年度に税制改正が行われ、現在は市街化区域外の農地、いわゆる調整区域の農地については、旧農業経営基盤強化促進法や中間管理機構により納税猶予の対象農地を貸した場合でも猶予が打ち切られないようになりました。ですがその代わりに、以前は自らが20年間営農していたら免除されていたところが終身に切り替わっております。なお、この旧農業経営基盤強化促進法や中間管理機構による貸し借りを特定貸付けと言います。

資料のただし書にありますとおり、平成21年12月15日前から納税猶予の適用を受けていた方は、農地の貸付けを行っていない場合に限り、以前と同じように、調整区域であっても20年間営農すれば免除されます。これにつきましては、次にご審議いただきます相続税納税猶予(出口)でご説明いたします。

続きまして、資料1ページの「2 特例の適用が受けられる人」をご覧ください。

下線の部分、「(2) 相続人の要件」といたしまして、①相続税の申告期限までに相続等により取得した農地等で農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められる者、一般的な自ら農業する場合です。②につきましては、ほとんどないので省略させていただき、③相続税の申告期限前に特定貸付けを行った者、これは農地を人に貸す場合を指しております。このいずれかに該当すれば、相続税の納税猶予の適用を受けられることとなります。

参考といたしまして、資料3ページの「5 納税猶予が打ち切られる場合」をご覧ください。

どのような場合に猶予が打ち切られるかということに記載しております。(1) 全部確定の場合、これは相続税を全額支

(事務局)

払うことですが、アの部分、人に売ったり、転用したり、貸付けしたり、耕作を放棄したりというような所が特例農地等の面積の20パーセントを超える場合は全部確定となります。ここで言う貸付けとは、先ほど申しあげました特定貸付け以外の貸付けをされた場合です。利用権設定や中間管理機構による貸し借りではなく、いわゆるヤミ貸しなどをしてしまうと全部確定の対象となります。

以上、簡単ではございますが、納税猶予の入口の説明とさせていただきます。

それでは議案に戻っていただいて、議案第2号受付番号1について、議案書11ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。相続人は、被相続人が生前から一緒に農業をされていて、今後もお自身で耕作をされるとお伺いしております。

また、相続人の農業経営の状況等及び相続税納税猶予(入口)調書については、議案書12ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の6ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

ただ今、議案第2号受付番号1について、事務局から説明がございました。この案件につきまして、何かご意見ご質問等あれば頂戴をいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号1について、相続税の納税猶予に関する適格者証明願の該当地が適正に管理されており適格者と判断することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、適正に管理されており適格者であると証明をいたします。

(会長)

続きますして、議案第3号に入ります。議案第3号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、相続税の出口の部分ですね、を議題とします。

まず、議案第3号の案件について、現地調査の報告を調査委員からお願いをいたします。

(●●●●委員)

議案第3号受付番号3と受付番号4の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長)

それではまず、議案第3号受付番号3について、事務局から説明を願います。

(事務局)

納税猶予の制度につきましては、先ほど説明させていただいたとおりとなるのですが、次はご審議いただく相続税納税猶予の出口について、ご説明をさせていただきます。

議案書13ページをご覧ください。先ほどもお伝えしましたが、平成21年12月15日前に納税猶予の適用を受けていた方は、農地の貸付けを行っていない場合に限り、以前と同じように調整区域であっても20年間営農すれば免除されます。

本案件につきましては、右側に相続人の相続開始年月日が平成14年12月30日と記載しており、平成21年12月15日前に納税猶予の適用を受けた方に該当し、相続税申告書の提出期限から20年で満期を迎えるため、免除の対象となっています。

免除の流れといたしましては、税務署から農業委員会に満期となる前に農地が適正に管理されているか照会が届きます。これに対し、農業委員会が確認して税務署に適正に管理されているかどうか報告することになりますので、総会でご審議をいただくこととなっています。簡単なのですが、これで説明とさせていただきます。

それでは、議案3号受付番号3について議案書13ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

(事務局)

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の7ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号3、この案件につきまして、何かご意見ご質問等はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号3について、特例農地が適正に管理されていたと判断することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署のほうに報告をします。

続きまして、議案第3号受付番号4について、まず事務局から説明を願います。

(事務局)

それでは、議案3号受付番号4について議案書14ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の8ページ、9ページ、10ページ、11ページ、12ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号4、この案件につきまして、何かご意見ご質問等はございませんか。

よろしいですか、よろしゅうございますか。それでは、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号4について、特例農地が適正に管理されていたと判断することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

(会長)

全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署に報告をします。

本日の審議につきましては、これで終わりたいと思います。これより報告案件に入ります。

報告第1号農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について、5条の届出ですね、受付番号3と受付番号4につきましては一体の開発ですので、まとめて事務局から報告をします。事務局お願いします。

(事務局)

それでは、報告第1号受付番号3について、議案書15ページをご覧ください。

次に、報告第1号受付番号4について、議案書16ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。市街化区域の農地を農地以外のものに転用する場合は届出の提出が必要とされており、今回は所有権移転も伴いますので、農地法第5条の届出とさせていただきます。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の13ページをご覧ください。

本件については、地元委員に意見照会をした上で、令和5年7月20日付けで会長専決をいただき、届出者に対して受理通知書を発行しましたことを申し添えておきます。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

ただ今、事務局のほうから報告第1号受付番号3と受付番号4の報告がありました。この2件の案件につきまして、何かご意見ご質問等はございませんか。

よろしいですか。それでは、特にご意見ご質問がないようですので、それではこれで終わりたいと思います。本日予定をしておりました審議と報告は全て終わりたいと思います。

午後3時34分 終了